

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年8月6日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年7月9日静岡県告示第143号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
川村右介	榛原郡川根本町下長尾字大ナキ1908の19	川根本町役場
滝尾輝久	榛原郡川根本町下長尾字大ナキ1908の57、1908の59	川根本町役場